

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

特別養護老人ホームすこやか苑 運営規程

- | | |
|------------|-----------|
| (10) 事務員 | 1名（常勤専従） |
| (11) 労務員 | 3名（非常勤専従） |
| (12) 専任当直員 | 3名（非常勤専従） |

（職務の内容）

第5条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 医師は、入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導に関する業務に従事する。
- (3) 生活相談員は、入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員は、入居者の診察の補助及び看護、健康管理及び保健衛生指導、医療機関等との連携に関する業務に従事する。
- (5) 介護職員は、入居者の心身の状況等を的確に把握し、入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。また、ユニットリーダーは、ユニットの責任者・まとめ役として、入居者の把握、職員のマネジメント・サポート、ユニットのマネジメントを行う。
- (6) 栄養士は、献立作成、栄養指導、設備・衛生管理等、入居者の「食事」に関する業務に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、入居者の機能減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、入居者の地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という）を作成し、入居者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得る。
- (9) 事務員は、庶務及び経理、会計事務並びに建物・設備・物品等の管理に関する業務に従事する。
- (10) 専任当直員は、夜間の警備、緊急時の対応、建物管理等を行う。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入居の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- (2) 事業は、第11条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意する。
 - ア 常に入居者の心身の状況を的確に把握し、相談援助、日常生活上の世話、機能訓練、年間行事・レクリエーション、その他必要なサービスを入居者の希望に沿って適切に提供する。
 - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - エ 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
 - カ 入居者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

- キ 栄養、入居者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。
- (3) 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。
- ア 従業者会議（全体会議、ユニットリーダー会議、ユニット会議等）
 - イ 代表者会議（苦情解決協議会、運営推進会議等）
 - ウ 施設サービス計画に関する会議（サービス担当者会議、各種計画書会議）
 - エ 入居者に提供する食事に関する会議（給食会議）
 - オ その他管理者が必要と認める会議

(契約)

第7条 入居申込者の施設への入居は、入居申込者と施設の契約により行うものとする。

- 2 管理者は、入居定員に達している場合又は入居申込者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入居契約の締結を拒むことはできない。
- 3 管理者は、予め入居申込者又は身元保証人（家族等）に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の入居申込者の選択に資すると認められている重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について入居者の同意を得るものとする。
- 4 管理者又は介護支援専門員は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者証資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。要介護認定を受けていない入居申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 5 管理者又は介護支援専門員は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(面接及び調査)

第8条 管理者、生活相談員、介護支援専門員及び医師は、新たに入居した入居者に対して、心身の状況、特性、生活歴、家庭環境、信仰、趣味、嗜好、心身に関する調査、健康診断を行い、その結果を記録保存しておくものとする。

(入居時の書類等の引継)

第9条 入居者又は身元保証人（家族等）は、入居時の契約に基づいて、入居者の次の書類等を用意し管理者に引き継ぐことができる。

- (1) 健康保険証
- (2) 介護保険制度における被保険者証等
- (3) その他必要と認める書類等

(契約の終了・解除)

第10条 管理者は、入居者に次の事由が生じた場合は、自動的に契約を終了するものとする。

- (1) 入居者が死亡した場合
- (2) 介護認定により入居者が自立又は要支援と判定された場合

- (3) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (4) やむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- 2 入居者及び身元保証人（家族等）は、次の事由により、契約の解除を申出ることができるとする。契約終了7日間前までに、施設の定める契約解除通知書を提出するものとする。
 - (1) 入居者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院することが見込まれる場合
 - (2) 入居者が他の介護保険施設等に移行する場合
- 3 当施設は、次の事由に該当する場合、契約を解除することができる。この場合、入居者・身元保証人（家族等）に対する説明・協議の場を設けるものとする。
 - (1) 利用料を3ヶ月以上支払わない場合
 - (2) 入居者及び身元保証人（家族等）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の告知をせず、または不実の告知を行い、その結果、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (3) 入居者の病状、心身状態等の著しい変化により医学的管理の必要性が増し、事業者でのサービス提供が困難と判断された場合
 - (4) 入居者が病院に入院する場合等の理由で当施設を不在にし、不在期間が3ヵ月を超えた場合
 - (5) 入居者又は身元保証人（家族等）が、当施設又は他入居者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

(施設サービス計画の作成)

- 第11条 管理者は、介護支援専門員に入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、居宅での生活との継続性に配慮し、具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第12条 施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額と食事・居住費の標準負担の額とする。
- 2 利用料及びその他の費用の額は、別表（料金表）のとおりとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の署名捺印を受けることとする。

(入居者に関する青森市への通知)

- 第13条 管理者は、入居者が次の事項に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を青森市に通知するものとする。
- 2 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 3 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設サービス提供に関する記録)

第14条 施設サービスの実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供においては次の事項に該当する記録を整備するものとする。

(1) 施設サービス提供に関する記録

ア 施設サービス計画書

イ 施設サービスの提供の状況及び入居者の施設での生活の経過に係る記録

(2) 第13条に規定する青森市への通知に係る記録

2 前項に該当する記録については、その完結の日から2年間備えておくものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第15条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷、その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) 外出又は外泊しようとする時は、その都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得ること。

(5) 入居者に面会しようとする者は、面会票に所定事項を記載し、管理者の確認を得ること。

(6) 入居者は、努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否できないこと。

(7) 入居者は、身上に関する重要な変更が生じた時は、速やかに管理者に届出すること。

(8) 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させること。

(9) その他、管理上必要な指示に従うこと。

(施設サービスの評価)

第16条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情の受付)

第17条 管理者は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

2 管理者は、入居者からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行わないものとする。

(緊急時における対応方法)

第18条 施設は、サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合、その他の場合は、速やかに囑託の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第19条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第20条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1年間、エルダーによる指導
 - (2) 継続研修 月1回程度
- 2 職員及び職員であった者は、職務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、職務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員就業規則に定める。
- 4 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努める。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項はその都度別途定める。

附則(平成26年12月1日制定)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附則(平成28年4月1日一部改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成28年12月15日一部改正)

この規程は、平成28年12月15日から施行する。

附則(平成29年2月20日一部改正)

この規程は、平成29年2月20日から施行する。

附則(平成29年4月1日一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（２０１９年３月２９日一部改正）

この規程は、２０１９年４月１日から施行する。

附則（２０１９年５月１日一部改正）

この規程は、２０１９年 ５月１日から施行する。

附則（２０１９年１１月１日一部改正）

この規程は、２０１９年１１月１日から施行する。

附則（２０２０年３月３０日一部改正）

この規程は、２０２０年 ４月１日から施行する。

附則（２０２０年９月３０日一部改正）

この規程は、２０２０年１０月１日から施行する。

附則（２０２１年３月３１日一部改正）

この規程は、２０２１年 ４月１日から施行する。

附則（２０２１年７月３１日一部改正）

この規程は、２０２１年 ８月１日から施行する。

附則（２０２２年３月３１日一部改正）

この規程は、２０２２年 ４月１日から施行する。

附則（２０２３年３月３１日一部改正）

この規程は、２０２３年 ４月１日から施行する。

附則（２０２３年１０月１日一部改正）

この規程は、２０２３年１０月１日から施行する。

附則（２０２４年３月３１日一部改正）

この規程は、２０２４年 ４月１日から施行する。

附則（２０２５年３月３１日一部改正）

この規程は、２０２５年 ４月１日から施行する。